

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|---------------|-----------------------------------|----------------------|
| 身体障害者 支援施設 | 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園 | 埼玉県深谷市大字小前田二千六百九十一番地 |
| 老人ホーム | 株式会社リビングプラットフォームケ ア ライブラリ越谷 | 埼玉県越谷市赤山町二丁目九十二番地一 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人愛生福祉会 越谷よさこいホーム | 埼玉県越谷市大字恩間新田五十三番地一 |
| 老人ホーム | 社会福祉法人櫻友会 特別養護老人ホーム グレースガーデン越谷 | 埼玉県越谷市大字砂原百二十五番地一 |
| 病院 | 医療法人社団明雄会 介護老人保健施設 エスポワール越谷 | 埼玉県越谷市大字大竹七百二十二番地 |